

**公式回答を覆した福祉局に強く抗議し、行政手続条例に基づく責任
ある対応と減免申請における被保険者の負担軽減、
申請書の記載事項の簡素化を求める要請書**

日頃より私どもの運動にご理解とご協力を賜りありがとうございます。

今年度の国保料の所得減少減免申請において、所得確認資料として集計表を提出したにも関わらず、「全項目記載の収支内訳書の提出を求められた」事例が起きました。また、昨年度から減免申請に必要な書類が大幅に増加した上、収入状況申告書の記載方法が複雑すぎることで被保険者に多大な負担となっています。これらの点について今年9月4日の大阪市福祉局交渉で指摘し、改善を求めたところ福祉局より「見直しを検討する」との回答があり、9月末には以下の回答を得ました。

- ① 添付書類について収支内訳書の添付を必須としない
- ② 本人作成の集計表や帳簿など所得の確認できる資料で良い
- ③ ①②について10/3までに全ての行政区にメール連絡する(Q&A作成も検討する)
- ④ 収支内訳書を提出する場合に、どこまで記載を求めるかは検討する
- ⑤ 収入状況申告書の様式見直しは行わない。来年度も行う予定はない

ところが、その後③のメール送信期日が何度も先延ばしにされ、10月21日の懇談冒頭で突如「メールは送らない」と告げられました。理由について説明を求めましたが沈黙が続き、9月末回答からの変更点について質問しても、福祉局内部で意見の相違があるようで明確な回答は得られませんでした。

9月4日以降、私たちは「改めて話を聞かせて欲しい」との福祉局の要請を受けて、足を運び、資料を提供しながら収支内訳書の考え方や小規模事業者の実態、府下33市の事務運用の状況についてなど説明を重ねてきました。それにも関わらず、9月末の回答を一方的に覆し、その説明責任すら果たさないことは断じて容認できません。福祉局の回答が二転三転することから、行政区も混乱しており、6月に即時適用で減免申請した被保険者が未だ減免を受けられない状況が続いています。このような事態を招いた福祉局に強く抗議すると同時に、「市民から見てわかりやすく、迅速で公正な行政運営」を行う旨定めた大阪市行政手続条例に基づく責任を果たすよう求め、以下要請します。

【要請事項】

- 1、9月末の回答からの変更内容と変更理由、経緯について説明するよう福祉局に求めること。
- 2、昨年度より所得減少減免で自営業者の即時適用が新設されたが、あまりに利用が少ない実態がある。即時適用を活用する立場に立ちきり、制度周知や制度改善を行うこと。
- 3、大阪市は府下33市で唯一、所得確認資料として全項目記載の収支内訳書を必須とする運用を行っているが、その根拠となる法令や規則、要領、文書を示すこと。
- 4、所得確認資料として全項目記載の収支内訳書を必須とする運用は直ちに見直し、申請者が作成した集計表や帳簿など所得が確認できる資料で認めること。年齢や経済状況、営業・生活実態等により市の求める資料に対応できない場合も少なくないことから、一律・機械的な運用はやめ、申請者の実態、悩みに寄り添い柔軟かつ丁寧な相談を行うこと。
- 5、減免申請に必要な収入状況申告書は、事実発生(収入減少)月と申請月の組み合わせによって記入が必要となる月数が3カ月～9カ月分まで異なるうえに、売上と仕入金額は、申請月までの実績と以降の見込みを書くが、経費(19科目)額は年額から算出した月平均額を書くなど、記入方法が複雑で、分かりにくい。申請者と区職員に多大な負担を押し付ける運用は直ちに見直し、堺市や東大阪市にならって分かりやすく簡素な様式に改めること。

以上